

改正

令和3年3月24日条例第9号

令和5年9月15日条例第46号

旭川市福祉有償運送運営協議会条例

(設置)

第1条 本市における福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）に関する事項について協議するため、旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）の申請をする場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号に関すること。
- (3) その他福祉有償運送に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 本市の職員
- (2) 法第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者（以下「一般旅客自動車運送事業者」という。）又はその組織する団体の代表者
- (3) 福祉有償運送の利用者
- (4) 北海道運輸局の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 市長が適当と認めた者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上が協議すべき事項を示して招集を請求したときは、協議会を招集しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 第3条第6号に規定する者は、当該者の属する特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に関する事項については、その議事に参与することができない。

6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保険部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (令和3年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市福祉有償運送運営協議会条例の規定は、令和2年11月27日から適用する。

附 則（令和5年9月15日条例第46号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。